



医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業 国際科学技術協カプログラム (SATREPS)

Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development

SATREPS令和6年度公募について

AMED説明資料

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 (AMED) 国際戦略推進部

本日の説明内容

- **プログラムの概要**
- **令和6年度公募の概要**
- **応募について**
- **審査について**
- **令和6年度公募における主な変更点**
- **その他留意点（昨年度の変更含む）**

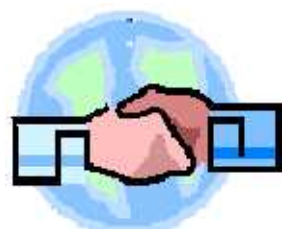


プログラムの概要

SATREPSとは



外交手段としての
科学技術



日本の科学技術を発展
させる手段としての
外交

連携の高度化・
相乗効果

日本の優れた科学技術とODAの連携による
地球規模の課題解決に向けた国際共同研究

SATREPSの研究分野



感染症

環境・エネルギー

研究領域「地球規模の環境課題の解決に資する研究」

環境・エネルギー

研究領域「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に関する研究」

生物資源

防災

* 平成27年4月1日より感染症分野はAMEDに移管

SATREPSの目的

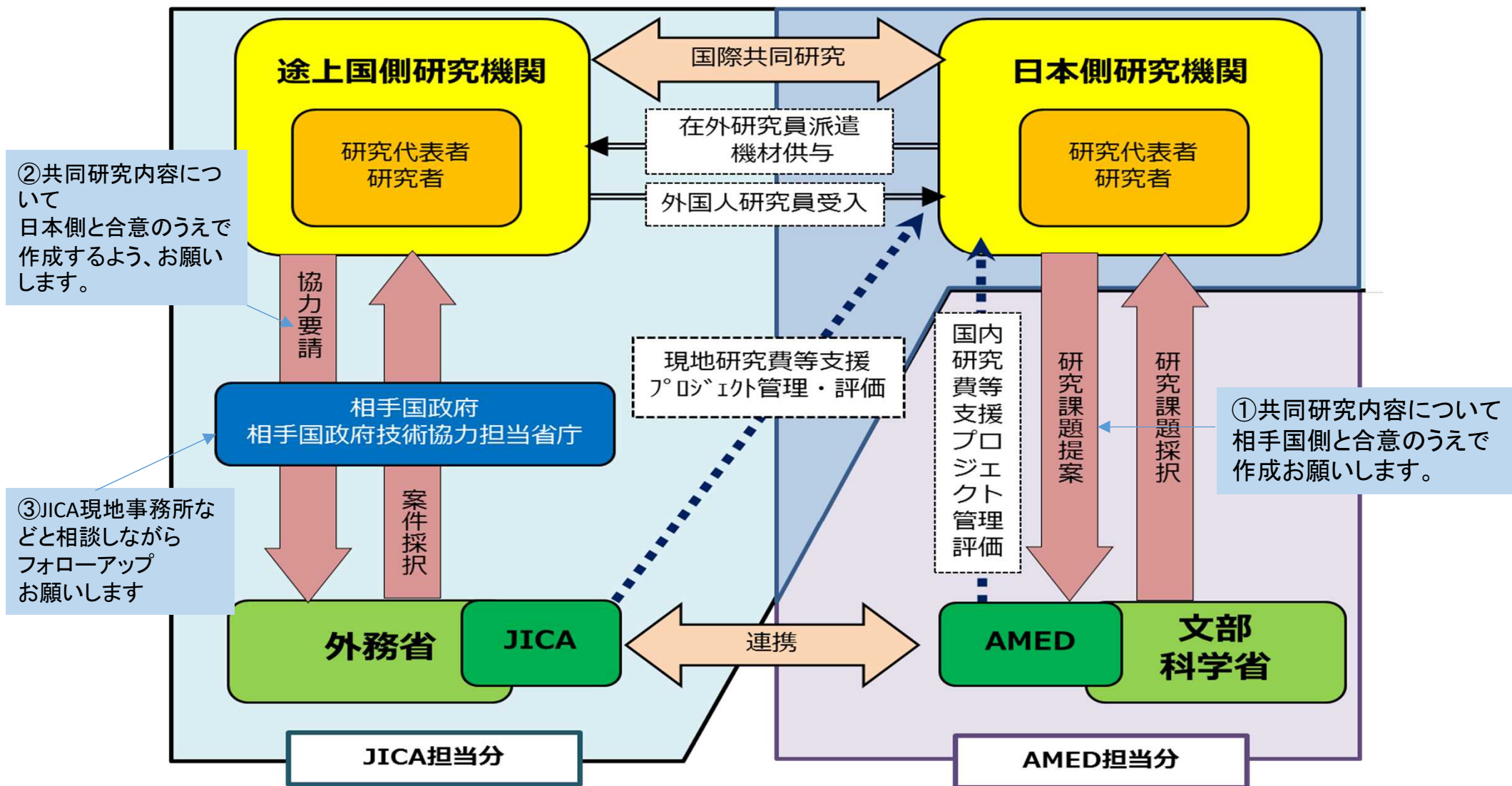
- 日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化
- 地球規模課題解決のための新たな技術の開発・応用および科学技術水準の向上につながる新たな知見の獲得
- キャパシティ・ディベロップメント※



将来的な社会実装の構想が求められます

※ 国際共同研究を通じた開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また地球の未来を担う日本と途上国の人材育成とネットワークの形成

SATREPSの実施体制図

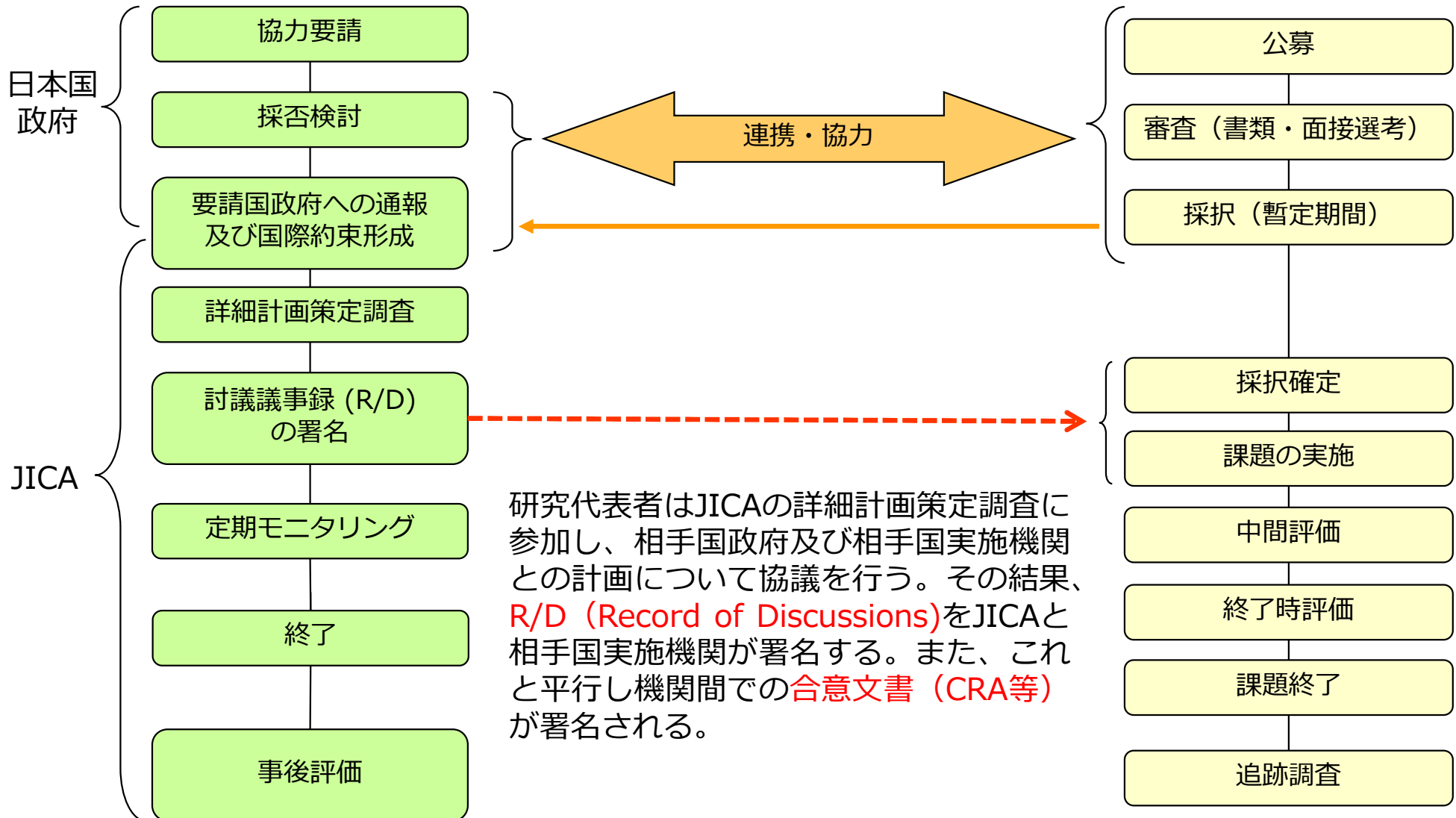


SATREPSプロジェクトの流れ



JICA 技術協力プロジェクトの枠組み

AMED競争的研究資金の枠組み





令和6年度公募の概要



令和6年度公募について

この公募は令和6年度予算に基づいて推進される課題を募るものですが、本プログラムはODAとの連携事業であり、相手国機関との調整にも時間を要することから、課題採択後の速やかな研究開始を可能とするために、予算成立に先だって募集を実施しております。

したがって、**予算成立の内容に応じて、研究領域の内容、委託研究費、採択件数等の変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

公募・選考に関する最新情報は、下記ホームページに掲載しますので、適宜、ご参照下さい。

https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00069.html

SATREPSの分野・期間・予算規模



分野 公募研究開発課題名	研究開発費の規模 (間接経費を含まず)	研究開発実施 予定期間	新規採択 課題 予定数
感染症分野 「開発途上国のニーズ を踏まえた感染症対策 研究」	1課題あたり 24,615千円/年 (最終年度：15,384千円/年) (暫定期間：5,000千円/年)	令和7年4月 (予定) から 3～最大5年間 (令和6年度に、 研究準備のための 暫定期間※をおく)	0～2課題 程度

D

(注1) AMEDによる委託研究開発経費は、間接経費30%を計上した場合1課題あたりの額は以下になります。

32,000千円上限 / 年

(最終年度 20,000千円上限 / 年)

(暫定期間 6,500千円上限 / 年)

(注2) JICAによるODA技術協力経費は以下の通りです。

7,000万円程度/年 (間接経費有りの場合)

6,000万円程度/年 (間接経費無しの場合)

※暫定期間：研究代表者がJICA詳細計画策定調査に参加し、相手国政府および相手国実施機関との計画について協議を行い、その結果、R/D (Record of Discussion) にJICAと相手国実施機関が署名するなど、研究開始のための準備期間

公募から暫定研究開発期間開始までの スケジュール



応募受付

令和5年8月22日（火）～ 令和5年10月23日（月）
正午【厳守】※1

※1 締め切りを過ぎた場合には一切受理できませんので、十分余裕をもってe-Rad登録をお願いします。

書面審査※2

令和5年11月上旬～令和6年1月下旬（予定）

※2 必要に応じて追加書類を求めることがあります。

ヒアリング審査 ※3

令和6年2月29日（木）（**対面実施**）（予定）

※3 ヒアリングを実施する場合は、対象課題の研究開発代表者に対して、原則としてヒアリングの1週間前までに電子メールにて連絡します（ヒアリング対象外の場合には、この連絡はしませんので、採択可否の通知までお待ちください）。

審査結果通知

令和6年4月中旬（予定）

暫定期間 開始

令和6年5～6月

※3 ヒアリング審査の対象者は原則として研究開発代表者とします。ヒアリング審査の日程は変更できません。

研究開発開始

令和7年4月



応募について

研究開発提案書について



- 研究提案書は、府省共通研究開発管理システム（e-rad）で提出ください。
 - ※ ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>
 - ※ 研究者と所属研究機関の登録が必要です。
 - ※ **所属機関（e-Rad事務代表者）承認の上ご応募下さい。**

- 日本側の研究代表者の**所属機関の機関長からの承諾書**の提出が必要です。
 - ※ 所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。

必要な全様式の提出がなされていない場合、「要件未達」と判断し、以後の審査は行いません

研究開発提案書について



No.	必須/任意	必要な提案書類	備考
1	必須	様式 1	研究開発提案書
2	必須	別紙 1	Summary of Proposal、研究開発提案書要約
3	必須	別紙 2	研究開発の主なスケジュール
4	必須	別紙 3	実施体制について
5	必須	別紙 4	研究項目ごとの相手国研究機関との共同・分担等について
6	必須	別紙 5	成果目標シート
7	必須	別紙 6	機関長からの承諾書 (公印省略可)
8	任意	別紙 7	企業などの構想 (代表印省略可)
9	必須	別紙 8	提案に当たっての調整状況の確認
10	該当する場合は必須	ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式	※ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合

* 感染症分野の提案書の雛形はAMEDの令和6年度公募様式を使用ください。

ODA要請書について



- 相手国政府より技術協力プロジェクトの協力要請の提出が必要です。
(協力要請の外務省（本省）到着締め切りは、日本側での研究提案の締め切りより早く、**日本時間令和5年10月13日（金）中**です。)

※ **締め切り日までの提出が選考の要件となります。**

※ 外交的な配慮から一カ国からの要請数を最大12件とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行うこととなります。

協力要請の提出がなされていない場合、「要件未達」と判断し以後の審査は行いません

応募者（研究代表者）の要件

国内の研究機関* に所属している研究者、または、応募時に海外在住の研究者で、契約開始日もしくは令和6年6月1日のいずれか早い日において、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることができる研究者で、当該国際共同研究の研究代表者としての責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できることが研究代表者（応募者）の要件。

* 「国内の研究機関」とは、日本国内の法人格を有する大学、国公立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等、及び法人化していない国立研究機関を指します。法人の場合、どの法人格であるかは問いませんが、研究実施能力については選考の際に問われます。

研究チームの要件

- 国内の研究機関は、日本国内の法人格を有する大学、国公立高等専門学校、独立行政法人、公設試験研究機関、公益法人、民間企業の研究開発部門・研究所等です。
- 相手国研究機関は公共性のある活動を行っている大学・研究機関です。
(ただし軍事関係を除く。)
- 日本国でも相手国でもない第3国の研究機関とは、本国際共同研究はできません。また、第3国の研究機関にのみ所属する研究者は、本国際共同研究の参加者になることはできません。



審査について

審査方法

公募要領「4.2.1 審査方法」

- 本事業における研究開発課題の採択に当たっては、AMEDの「研究開発課題評価に関する規則」に基づき、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中からAMED理事長が指名する課題評価委員を評価者とする事前評価（審査）を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMEDはこれをもとに採択課題を決定します。
- 外務省/JICAは主にODAの観点から提案書の確認を行い、ODA評価コメントを作成します。課題評価委員会は本情報を参考にし、評価を行います。ODA評価コメント作成の観点は、「1.1.7.3 ODA事業として求められること」をご確認ください。

審査項目と観点

公募要領「4.2.2 審査項目と観点」

- 事業趣旨等との整合性
- 科学的・技術的な意義及び優位性
- 計画の妥当性
- 実施体制
- 所要経費
- 社会実装の計画と実現可能性
- 相手国のニーズ、ODA方針への合致
- 継続的発展の見通し

審査項目と観点

公募要領「4.2.2 審査項目と観点」



(A) 事業趣旨等との整合性

- ・ 事業趣旨、目標等に合致しているか
- ・ 地球規模課題の解決及び科学技術の向上に資するか
- ・ 相手国において、課題解決のための研究開発の実施及び研究者の能力向上に対するニーズが高いものであるか
- ・ 共同研究の成果は当該相手国をはじめ、広く社会に還元する社会構想を有するか

(B) 科学的・技術的な意義及び優位性

- ・ 現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
- ・ 独創性、新規性、革新性を有しているか
- ・ 医療分野の進展に資するものであるか
- ・ 新技術の創出に資するものであるか
- ・ 社会的ニーズに対応するものであるか
- ・ 医療分野の研究開発に関する国の方針に合致するものであるか
- ・ 地球規模課題解決のための新たな技術の開発及び科学技術水準の向上につながる研究課題であるか
- ・ 日本国内の研究だけでは達成できないような科学技術の発展あるいはその技術の有効性の検証に相手国の貢献が見込まれるか
- ・ 日本の科学技術の相手国及び世界への効果かつプレゼンス向上が見込まれるか

(C) 計画の妥当性

- ・ 全体計画の内容と目的は明確であるか
- ・ 計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか
- ・ 生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか
 - ※ 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」は令和 4 年 3 月 10 日に一部改正されていますので特に御留意ください。
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00950.html
- ・ 相手国側研究者との間で具体的な共同研究計画を有しているか
- ・ 相手国研究機関との共同研究を推進する上で、研究のコストパフォーマンスも考慮された適切な研究計画（資金計画も含む）があるか。また、プロジェクト期間内に実施可能な内容であるか
- ・ 予算計画経費の内訳、支出計画は妥当であるか
- ・ 研究開発代表者および共同研究者の渡航計画は、研究推進のために十分な相手国への滞在が計画されているか

(D) 実施体制

- ・ 申請者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか
- ・ 十分な連携体制が構築されているか
- ・ 申請者等のエフォートは適切であるか
- ・ 不合理な重複／過度の集中はないか
- ・ 研究開発代表者はリーダーシップを発揮し、他の研究機関や相手国側研究機関と研究推進に係る調整ができるか
- ・ 研究開発代表者は JICA の技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者としても相手国側研究者とともに国際共同研究を推進する強い熱意および相手国の社会的ニーズを理解しようとする意欲を持っており、かつ信頼に基づく強いリーダーシップを発揮できるか
- ・ 日本側及び相手国での研究の代表者が明確で、日本側及び相手国側において研究を実施できる組織的な体制が整っているか
- ・ 日本側研究者は、研究期間中に必要な頻度及び期間で相手国において滞在、研究ができるか
- ・ 相手国側研究機関が他のプロジェクトに過剰な労力を取られず、実施体制が確保できるか

(E) 所要経費

- ・ 経費の内訳、支出計画等は妥当であるか

(F) 社会実装の計画と実現可能性

- ・ 研究成果を社会還元へ結びつけるための道筋（相手国側の活動の道筋や他地域・市場への普及の道筋）が具体的かつ明確であるか
- ・ 社会実装・普及の主体となりうる相手国側公的機関や民間企業等の参加を検討しているか

(G) 相手国のニーズ、ODA 方針への合致

- ・ 相手国に、地球規模で取り組むべき課題に関する明確なニーズがあるか
- ・ 相手国に対する日本の ODA 方針に沿っているか
 - ※ ODA 各国の国別開発協力方針・事業展開計画を参照ください。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjoyo_kakkoku.html
- ・ 研究成果の社会実装を目指す ODA 事業として適切かつ実施可能であるか

(H) 継続的発展の見通し

- ・ 日本側の協力終了後も相手国側で供与機材を維持管理して研究を持続できる見込みがあるか
- ・ 日本の若手研究者の育成、および相手国側研究者の人材育成は見込まれるか

ODA事業として求められること



公募要領「1.1.7.3 ODA事業として求められること」

- 研究協力は国別開発協力方針に合致し、取り扱うテーマの優先度/ニーズは相手国政府において高いか。
- 「研究を実施、その結果を元に社会実装を実施」という組み立てになっており、相手国側に対する人材育成及び組織能力向上が図られているか。
- 研究協力実施場所は安全・治安上問題が無いか。
- 相手国研究機関/担当省庁・関係諸機関は研究活動実施、及び研究成果の社会実装を担う機関として妥当であり、相手国側の理解を十分得られているか。
- 研究協力終了時に当初目標を達成する/研究協力終了3～5年後に達成すべき成果を生むために、研究活動内容、及びそのアプローチは適切・妥当であるか。
- 社会実装への計画が明確、かつフィージビリティが認められるか。



令和6年度公募における 主な変更点

令和6年度公募における主な変更点は、下記ホームページに掲載しますので、適宜、ご参照下さい。

https://www.amed.go.jp/koubo/20/01/2001B_00069.html

1.1.5 プログラムの主な流れ

- R/D締結締め切りを条件付採択年度の3月末から2月末へ変更しました。表現の軽微な修正を行いました。

(今年度)

但し、条件付採択年度末(令和7年2月末)までにR/D・CRAの署名がなされず、また近日中に署名がなされる見通しがなく、R/D・CRA不成立とみなされた場合は、研究開発課題の条件付採択決定後や暫定期間における委託研究契約締結後であっても、国際共同研究が実施できなくなります。

(昨年度)

但し、条件付採択年度末(令和5年度末)までにR/D・MOUの署名がなされず、また近日中に署名がなされる見通しが無い場合、R/D・MOU不成立とみなされ、研究課題の条件付採択決定後や暫定委託研究契約締結後であっても、国際共同研究が実施できなくなります。

1.1.7.4 相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為の扱い

- 下線部分を追記しました。

「なお、コンサルテーションを受けずに提出された提案は、採択後その医療行為の部分について実施が認められない場合があります。過去の応募でコンサルテーションを受け、医療行為に該当しないと既に判断された場合でも、令和6年度公募に応募する場合には改めてコンサルテーションを受ける必要があります。」

3.2.1 研究内容



- 下線部分を追記・削除しました。

(今年度記載)

HIV/エイズ、エボラ出血熱、マラリア、デング熱、結核、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、薬剤耐性菌感染症、急性呼吸器感染症、感染性下痢症等の新興・再興感染症やその他の感染症は、開発途上国において健康への脅威となるだけでなく、社会・経済開発への重大な阻害要因の一つとなっています。感染症領域における地球規模課題解決のための研究開発としては、以下の例などの取組が挙げられます。

- 高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病などの人獣共通感染症に関する研究開発
- HIV/エイズ、エボラ出血熱、マラリア等の原虫及び寄生虫、デング熱、結核、薬剤耐性菌感染症、急性呼吸器感染症、感染性下痢症等の新興・再興感染症やその他の感染症の疫学、診断、予防、治療等に関する研究開発

(昨年度記載)

HIV/エイズ、エボラ出血熱、マラリア、デング熱、結核、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、カルバペネムやコリスチンなどの薬剤耐性菌感染症、新型コロナウイルス感染症などの新興・再興感染症は、開発途上国において健康への脅威となるだけでなく、社会・経済開発への重大な阻害要因の一つとなっています。感染症領域における地球規模課題解決のための研究開発としては、以下の例などの取組が挙げられます。

- 高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病などの人獣共通感染症に関する研究開発
- HIV/エイズ、エボラ出血熱、マラリア等の原虫及び寄生虫、デング熱、結核、カルバペネムやコリスチンなどの抗菌薬耐性菌感染症、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の疫学、診断、予防、治療等に関する研究開発

3.2.1 研究内容



- 以下を追記しました。

「単なるスクリーニングをメインとする創薬研究テーマの提案は対象外とします」

3.2.2 対象とする国（共同研究相手国） （別添1）

- ハイチを対象国から外しました。
- レバノンを対象国に追加しました。
- 「カーボヴェルデ共和国」の表記を「カーボベルデ共和国」に修正しました。

No.	地域	国名等	No.	地域	国名等	No.	地域	国名等	
1		インド	36		アルジェリア民主人民共和国	80		アルゼンチン共和国	
2		インドネシア共和国	37		アンゴラ共和国 *	81		アンティグア・バーブーダ	
3		カンボジア王国 *	38		ウガンダ共和国 *	82		ウルグアイ東方共和国	
4		スリランカ民主社会主義共和国	39		エジプト・アラブ共和国	83		エクアドル共和国	
5		タイ王国	40		エスワティニ王国	84		エルサルバドル共和国	
6		ネパール *	41		エチオピア連邦民主共和国 *	85		ガイアナ共和国	
7	アジア	パキスタン・イスラム共和国	42		エリトリア国 *	86		キューバ共和国	
8		バングラデシュ人民共和国 *	43		ガーナ共和国	87		グアテマラ共和国	
9		ミャンマー民主共和国 *	44		カーボベルデ共和国	88		グレナダ	
10		フィリピン共和国	45		ガボン共和国	89		コスタリカ共和国	
11		ブータン王国 *	46		カメルーン共和国	90		コロンビア共和国	
12		ベトナム社会主義共和国	47		ガンビア共和国 *	91		ジャマイカ	
13		マレーシア	48		ギニアビサウ共和国 *	92		スリナム共和国	
14		モルディブ共和国	49		クニア共和国	93		セントクリストファー・ネイビス	
15		モンゴル国	50		コートジボワール共和国	94	中南米	セントビンセントおよびグレナディーン	
16	ラオス人民民主共和国 *	51		コモロ連合 *	95			セントルシア	
17	中東	トルコ共和国	52		コンゴ共和国	96			チリ共和国
18		パレスチナ	53		コンゴ民主共和国 *	97			ドミニカ国
19		ヨルダン	54		サントメ・プリンセペ共和国 *	98			ドミニカ共和国
20		レバノン共和国	55	アフリカ	ザンビア共和国 *	99			トリニダード・トバゴ共和国
21	アゼルバイジャン共和国	56			シエラレオネ共和国 *	100			ニカラグア共和国
22	アルバニア共和国	57			ジブチ共和国 *	101			パナマ共和国
23	アルメニア共和国	58			ジンバブエ共和国	102			バハマ国
24	ウズベキスタン共和国	59			セーシェル共和国	103			パラグアイ共和国
25	カザフスタン共和国	60			赤道ギニア共和国	104		パロバトス	
26	キルギス共和国	61			セネガル共和国 *	105		ブラジル連邦共和国	
27	コソボ共和国	62			タンザニア連合共和国 *	106		ペリーズ	
28	欧州	ジョージア	63			チュニジア共和国	107		ペルー共和国
29		セルビア共和国	64			トーゴ共和国 *	108		ポリビア多民族国
30		タジキスタン共和国	65		ナイジェリア連邦共和国	109		ホンジュラス共和国	
31		トルクメニスタン	66		ナミビア共和国	110		メキシコ合衆国	
32		ボスニア・ヘルツェゴビナ	67		ブルンジ共和国 *	111	大洋州	キリバス共和国 *	
33		北マケドニア共和国	68		ベナン共和国 *	112			クック諸島
34		モルドバ共和国	69		ボツワナ共和国	113			サモア独立国
35		モンテネグロ	70		マダガスカル共和国 *	114			ソロモン諸島 *
			71		マラウイ共和国 *	115			ツバル *
		72		南アフリカ共和国	116			トンガ王国	
		73		モザンビーク共和国 *	117			ナウル共和国	
		74		モーリシャス共和国	118			ニウエ	
		75		モリタニア・イスラム共和国 *	119			バヌアツ共和国	
		76		モロッコ王国	120			バブアニューギニア独立国	
		77		リベリア共和国 *	121			パラオ共和国	
		78		ルワンダ共和国 *	122			フィジー共和国	
		79		レソト王国 *	123			マーシャル諸島共和国	
					124			ミクロネシア連邦	

*：後開発途上国（LDC: Least Developed Country）

注：①情勢により対象国は変更されることがあります。

②活動地域における治安状況や情勢によって、渡航及び研究実施が制限されることが見込まれる提案については、選考で考慮されることがあります。

③JICA拠点が存在しない国を対象とする場合、JICAから十分な支援が得られないことがあります。

④今年度は、外交的な配慮から一カ国からの要請数を最大12件とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行うこととなります。

3.2.2 留意事項



■ 以下を削除しました。

ICTを研究開発及び社会実装のツールとして積極的に活用することを奨励します。

■ 以下を修正しました。

(今年度)

若手研究人材育成の重要性に鑑み、若手研究者を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を歓迎します。

(前年度)

若手研究人材育成の重要性に鑑み、「研究開発代表者が45歳未満の若手研究者」又は「日本側研究チーム(実施体制(参加者リスト)記載分)の半数以上が35歳以下の若手研究者」を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を奨励します。

■ 以下を修正しました。

(今年度)

ダイバーシティ推進の一環として、女性研究者からの提案、または女性研究者の研究チームへの多数の参画を歓迎します。

(昨年度)

ダイバーシティの一環として、女性研究者からの提案を歓迎します。また、女性研究者の研究チームへの積極的な参画を期待します。

3.2.3 留意事項

- 以下記載を、記載場所を「3.2.3 留意事項」から「Q&A」へ場所変更し、以下の通り修正しました。

(今年度)

Q: 過去に本プログラムで採択・実施された研究開発課題を基盤とした提案は、どのような観点で審査されますか。

A: 過去に本プログラムで採択・実施された研究開発課題を基盤とした提案を含め、応募されたすべての研究提案は、競争的研究費として「4.2.2 審査項目と観点」に基づいて審査します。

(前年度)

平成20年度から令和5年度までに採択されている課題と類似の研究提案については、「研究の目的、対象、アプローチ、実施地域等から判断して、提案研究内容に顕著な差異あるいは新規性が認められるか」、または、「既存類似課題の成果を踏まえて研究を推進することにより、地球規模課題の解決に資するより大きな成果が期待できるか」、といった観点からも選考を行います。特に、先行課題に対して研究対象や実施地域を拡大発展させただけの提案に対しては、課題解決への新たな貢献の大きさについて慎重に検討します。

3.2.2 留意事項

【地域バランスおよび対象国について】

- これまで採択課題のない国や採択課題の少ない国を共同研究相手国とする提案を歓迎します。
- アフリカ地域や後発開発途上国を対象とした提案を歓迎します。なお、これらの国々においては、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術や問題即応技術の開発と適用が重要であり、その観点を含む取組を期待します。後発開発途上国では研究活動の持続性を確保するため、JICA等の技術協力や研究提案者によるSATREPS事業終了後の活動計画など、中長期的な支援が必要な場合が多くあります。そこで、後発開発途上国を対象とした提案では、その提案時において中長期的支援が存在することが望まれます。

【研究実施体制について】

- 若手研究人材育成の重要性に鑑み、若手研究者を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を歓迎します。
- ダイバーシティ推進の一環として、女性研究者からの提案、または女性研究者の研究チームへの多数の参画を歓迎します。

4.1 公募期間・選考スケジュール

- 前年度より半月～1ヶ月程度早め、下記の日程としました。

提案書類受付期間	令和5年8月22日(火) ～ 令和5年10月23日(月)正午(厳守)
書面審査	令和5年11月上旬 ～ 令和6年1月下旬(予定)
ヒアリング審査	令和6年2月29日(木)(予定)
採択可否の通知	令和6年4月中旬(予定)
暫定期間開始	令和6年5～6月頃
RD・CRA締結	令和7年2月末
研究開発開始	令和7年4月

- 以下を修正しました。

(今年度)

ヒアリング審査はAMEDで対面実施予定です。

(前年度)

オンライン会議等を利用し実施される場合があります。



4.2.1 審査方法

(今年度)

応募があった研究提案書類、書類審査結果や面接選考結果をAMEDから文部科学省・外務省・JICAに提供することがあります。あらかじめご了承ください。

(前年度)

応募があった研究提案書類、書類審査結果や面接選考結果をAMEDから文部科学省/外務省/JICAに提供するため、採択までに時間を要することをあらかじめご了承ください。

5.3.1 若手研究者の定義について

- 以下の通り修正しました。

(今年度)

令和5年4月1日時点において、年齢が、満43歳未満の者(昭和55年4月2日以降に生まれた者)、又は博士号取得後10年未満の者が対象です。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、その日数を加算することができます。

(昨年度)

令和5年4月1日時点において、年齢が、男性の場合は満40歳未満の者(昭和58年4月2日以降に生まれた者)、女性の場合は満43歳未満の者(昭和55年4月2日以降に生まれた者)、又は博士号取得後10年未満の者。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、満40歳未満又は満43歳未満の制限に、その日数を加算することができる。

公募要領全体において新型コロナウイルス感染症に関連する特記事項を削除・修正しました。(1)



■「SATREPS令和6年度公募 研究提案に当たっての注意点」:

(今年度)

研究提案に当たっては、相手国への渡航制限等の支障がないか確認し、相手国の状況を十分に考慮した研究計画としてください。

(昨年度)

研究提案に当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響(相手国への渡航制限等)を考慮した研究計画としてください。

■「1.1.5 プログラムの主な流れ」: 以下を削除しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、令和4年8月現在、外国人の新規入国は「特段の事情」がある場合に限り認められています。防疫上の観点から、入国・再入国に当たっては、その時点で有効な水際対策措置に従っていただく必要がありますので、ご留意ください。

■ 3.2.1 研究内容 : 疾患例から新型コロナウイルス感染症を削除しました。

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行によって各国への渡航制限が続き、新型コロナウイルス感染症の影響等の特記しておりました。新型コロナウイルス感染症に関連し、2023年5月5日には世界保健機構(WHO)が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を解除し、外務省は2023年5月8日付けで全世界に発出していたレベル1(十分注意してください)を解除しました。現在はサル痘にかかる感染症危険情報や治安情勢に関する危険情報が発出されており、新型コロナウイルス感染症に限らず総合的記載が必要とされるため、新型コロナウイルス感染症に限定した表現を削除し、総合的表現へ修正しました。

公募要領全体において新型コロナウイルス感染症に関連する特記事項を削除・修正しました。(2)



■ 3.2.3 留意事項 : 以下のように修正しました。

(今年度)

相手国内の活動地域における治安状況、情勢等の影響によっては、同国への渡航及び同国での研究実施が制限される可能性があるため、選考で考慮することがあります。

(昨年度)

相手国内の活動地域における治安状況、情勢、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によっては、同国への渡航及び同国での研究実施が制限される可能性があるため、選考で考慮されることがあります。

■ 「5.1.3 提案書類の様式及び作成上の注意」: 以下のように修正しました。

(今年度)

SATREPSでは国内研究者が積極的に相手国に出向き、国際共同研究を推進することを原則としておりますが、相手国への渡航が困難な状況になった場合の国際共同研究の推進方法、計画等(遠隔システムを用いたコミュニケーションや研修などの代替案)についても記載ください。

(昨年度)

SATREPSでは国内研究者が積極的に相手国に出向き、国際共同研究を推進することを原則としておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大等による相手国への渡航が困難な状況に応じた国際共同研究の推進方法、計画等(遠隔システムを用いたコミュニケーションや研修などの代替案)についても記載ください。



その他 留意点

(昨年度の変更含む)

留意点(1)



医療行為・臨床研究について

(公募要領「1.1.7.4 相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為の扱い」)

- SATREPS事業において対象外となる「治験等」について。
 - 企業或いは医師主導による治験だけでなく、未承認或いは未適応の医薬品等を使用した研究者による臨床研究(日本の臨床研究法で定める特定臨床研究に該当)も含まれます。医薬品等とは、医薬品(体外診断用医薬品を除く)、医療機器、再生医療等製品。日本の臨床研究法については以下を参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>
- 応募前に必要なJICAとの事前コンサルテーションについて
 - コンサルテーションを受けずに提出された提案は、採択後その医療行為の部分について実施が認められない場合があります。

医療行為に関連し、JICAとの事前コンサルテーションを希望される場合には、以下にご連絡ください。

窓口: gpgsd@jica.go.jp

件名: 「SATREPS医療行為に関する事前コンサルテーション」

留意点(2)



R/D・MOUの署名について(公募要領「1.1.5 プログラムの主な流れ」)

但し、条件付採択年度末(令和7年2月末)までにR/D・CRAの署名がなされず、また近日中に署名がなされる見通しがなく、R/D・CRA不成立とみなされた場合は、研究開発課題の条件付採択決定後や暫定期間における委託研究契約締結後であっても、国際共同研究が実施できなくなります。暫定委託研究契約に基づくAMEDからの委託研究開発費もその時点で執行できなくなることをあらかじめ承知おきください。もし署名の遅れの原因が国際情勢(クーデター等)など研究者及び研究機関の責任によるものではない場合、令和7年度の委託研究開発契約締結について一旦保留し、R/D・CRAの署名期間を令和8年2月末まで延長します。令和8年2月末までにR/D・CRAの署名がなされない場合、研究開発課題の採択を取り消すこととします。

留意点(3)



第三国との共同研究について(公募要領「2.1応募資格者」)

■ 以下を追記しました(制度の変更なし、記載箇所追加)。

日本側の研究参加者は、日本国内の研究機関に所属していることが要件です。日本国でも相手国でもない第三国の機関とは共同研究はできません。また、第三国の機関にのみ所属する研究者は共同研究の参加者にはなれません。第三国に所在する研究機関に所属する研究者が参加する場合には、研究参画機関(研究代表機関を含む)での身分(客員研究員等)を有し、その所属機関の管轄下である事が必須です。

留意点(4)



ODA事業として求められること(公募要領「1.1.7.3 ODA事業として求められること」)

- 研究協力は国別開発協力方針に合致し、取り扱うテーマの優先度/ニーズは相手国政府において高いか。

- ※ 国別開発協力方針は、外務省HPを参照のこと

- <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/seisaku/index.html>

- ※ JICAにおいても、「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を策定し、各セクターで取り組み課題を以下HPの通り示している。以下HPの該当するセクターを参照し、研究計画に反映のこと。

- <https://www.jica.go.jp/activities/index.html>

- 社会実装への計画が明確、かつフィージビリティが認められるか。

- ※ 過去のSATREPS案件において、どのような社会実装を行ったのか、その成功要因は何だったのか等、をまとめた事例集をJICA HPの「社会実装の考え方」に掲示している。事例集とセミナー動画を参照し、社会実装計画を必ず含めた研究計画策定となること。

- <https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/faq/index.html>

留意点(5)



公募要領「5.1.3 提案書類の様式及び作成上の注意」

- 前年度に引き続き、提案書基本様式は和文です。
- 研究課題名(英語)ルール:
 - (i) 課題名にProjectを含むこと(例: Climate Change Project・・・、The project for Climate Change・・・)
 - (ii) 課題名に「in国名」を入れないこと
 - (iii) 相手国からのODA技術協カプロジェクト名と同じ課題名にすること
- 研究課題名(日本語):
 - ✓ 応募時の課題名は採択後に変更できませんので、慎重に課題名設定をお願いいたします。



ご不明な点がございましたら、
以下にお問い合わせください。

amed-satreps@amed.go.jp



全ゲノム解析プロトコールの説明



- AMEDは、政府の方針に基づき、様々なAMED研究課題で得られたヒト全ゲノムシーケンスデータをとりまとめて大規模なデータセットをつくり、研究開発に提供する基盤「AMEDデータ利活用プラットフォーム」の整備を進めています。
- 全ゲノムシーケンスデータの大規模解析には、個別のデータの解析プロトコールが揃っていることが、解析結果の精度に直接影響します。そのため、AMEDは、国費を投じて得られたデータを活用した研究開発において精度の高い解析が可能となるよう、このプラットフォームが窓口となり共有されるヒトの全ゲノムシーケンスデータには、政府の方針※に基づき以下の2点を求めています。

① 既にプラットフォームで共有予定となっているデータと品質を同等に担保すること

② ゲノム解析の先進諸国との国際共同研究でも円滑に活用可能であること

※厚生労働省 第2回「全ゲノム解析等実行計画」の推進に向けた検討会議（令和3年2月16日、資料1）
内閣官房健康・医療推進戦略本部 第8回ゲノム医療協議会（令和4年3月30日、資料3、参考資料3）

- 既にこのプラットフォームで共有予定となっているヒト全ゲノムシーケンスデータとは、現時点では、内閣官房健康・医療推進戦略本部の第5回ゲノム医療協議会（令和3年3月16日）参考資料3で示されたデータのことです。
- ゲノム解析の先進諸国との国際共同研究とは、現時点では、英国のUK BiobankおよびGenomics Englandや、米国のAll Of Usなどの海外の大規模ゲノムデータリソースを用い、ゲノム医療研究で先行する欧米の研究機関と共同して実施するような研究を想定しています。

- AMEDは、この目的を達成するため、全ゲノムシーケンスの解析プロトコルが公募要領の「2.2.6 データシェアリングについて」に記載されている以下の**5つの要件**を満たしているか確認しています。

- ライブラリー作成（キット名、断片長等）
- シーケンス反応（キット名、リード長等）
- 解析装置の機種名（機種名・型番等。外注の場合は外注先も記入）
- クオリティコントロール（QC）の方法
- リファレンスゲノムとのマッピング及びアセンブルの方法

※ 全ゲノムシーケンス解析

次世代シーケンサーを利用した全ゲノムシーケンス解析及び全エクソーム解析を指します。なお、次世代シーケンサーを用いる解析のうち、全ゲノムまたは全エクソーム以外を対象とするゲノム解析や、アレイ解析、サンガー法によるシーケンス解析は含みません。

- ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する研究課題は、所定の様式※ を提出することにより、解析プロトコルの各項目を示す必要があります。様式が提出されていない場合には応募申請は「不受理」となり、審査の対象となりませんので、提案課題におけるヒト全ゲノムシーケンス解析の実施の有無については十分に注意してご判断ください。

※ ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式